

21日に閣僚会合・各国に慎重論、早期発効に固執する日本

衆院農水委 島山和也議員に答弁

TPP 11カ国なら再承認必要

TPPめぐり農水副大臣

18日の衆院農林水産委員会では日本共産党の島山和也議員は、生乳生産者団体制度が改悪されようとしている問題を取り上げましたが、その前段に環太平洋連携協定(TPP)の米国を除く11カ国での発効について質問しました。斎藤健農林水産副大臣は、「TPP 11がどういふものになるか分からないが、仮に合意した場合は条文を国会で再度承認することが必要だというのが、いま外務省から聞いている話だ」と述べました。

また、島山議員がTPP 11が発行した場合、施行される関連法の扱いを質問したことに、山本有二農林水産大臣は、「11カ国になると12カ国と全くイコールの合意内容ではない」とし、米国抜きでの協定発効なった場合、関連法も見直す可能性があるとの考えを示しています。

以下に、質疑の要旨を紹介します。



島山和也議員

島山議員「21日に開かれるベトナムでの閣僚会合において、日本は米国を除く11カ国によるTPPの年内大筋合意を提案するとの報道がありました。また、共同声明の原案も準備されているとの報道もあります。報道の中身も含めて事実なのか、現状について報告していただきたい」高田潔内閣官房内閣審議官「TPP閣僚会合11カ国が結束を維持しつつ、TPPの今後の方向性を明確に打ち出すとともに、ある程度の検討の時間軸を示すことも重要であると考えているところです。」

島山議員「事実確認したいことがあります。昨年成り立っている11本の関連法案があります。これは11カ国によるTPPの発効でも施行されるということでしょうか」枝元農水省生産局長「TPP関連法の取り扱いにつきましては、TPPの今後についての議論を踏まえて対応を考えていくと思えます」高田内閣官房審議官「昨年承認のTPP協定にもとづいて、6カ国以上とかGDPの何%以上とかを満たした場合には関連法案が発効するということです」島山議員「ということは、アメリカ抜きでは発効しないということでしょうか」山本農水大臣「11カ国になりますと、12カ国と全くイコールの合意内容ではないという認識です。ですから、直ちにこれを発行するとは言えるものではありません。」島山議員「ということは、新たな状況のもとで新しく法律が議論される可能性があるということを含んだ答弁ということでしょうか」高田内閣官房審議官「繰り返しますが、昨年成立の関連法、あるいは協定は、その規定にもとづいて発効すれば施行されるものです」

島山議員「では、もう一度確認します。今後、新たな枠組みということも否定しないということでしょうか」斎藤農水副大臣「答弁させていただきます。TPP 11なるものが、いま農林水産省としてどういうものになるかわかりません。それが仮に合意した場合には、その条文そのものも国会で再度承認をしていただくことが必要だというのが、いま外務省から聞いている話であります。そういう姿がはっきりした時点で、対策についてどうするかというのは固まってくるものであって、今の時点では、あらゆる選択肢を排除せずに、交渉に臨むことと思っています」

島山議員「新しい枠組みという、法律も含めて、可能性がありうると認識しました。今日の『日農』で農水省としてTPP発効の場合、「乳製品輸入枠の数量や、牛肉などのセーフガードの発効水準を変更する必要がある」との考えを明らかにした。」との報道がありました。生乳換算で7万トですから、アメリカが抜けたらその分引かなきゃいけないけれど、引かずに7万トのまま、アメリカとFTAで新たな輸入枠がつけられれば、プラス7万トを日米の分、ということがありうるわけです。これはセーフガードの発効にも同じ考え方となると思えます。農水省としては、与えられるであろう農産物への影響、対策について考えていることを答弁していただけますか」水田正和大臣官房総括審議官「委員指摘の、ご懸念の点、これらの取り扱いにつきましては、今後のアメリカの出口も注視し、わが国の農林水産業を守っていく観点から対応していく必要があると認識しています。」

島山議員「しっかり頑張ります」という答弁が繰り返されるが、改めて本委員会への報告なり、答弁を正確に示してもらいたいと思えます」